

産休期間中の保険料免除 平成26年4月から実施 会社負担分の保険料も免除されます！



少子化対策の一環としてこの制度が導入されました。

この産前産後休業中の社会保険料免除は、平成26年4月30日以降に産前産後休業が終了となる方(平成26年4月分以降の保険料)が対象となります

【産前産後休業期間中の保険料免除の手続き方法】

産前産後休業取得者申出書」を産前産後休業期間中に提出してください。

- (1)産前産後休業期間(産前42日(多胎妊娠の場合は98日)、産後56日のうち、妊娠または出産を理由として労務に従事しなかった期間)について、健康保険・厚生年金保険の保険料は、事業主の申出により、被保険者分及び事業主分とも徴収しません。
- (2)この申出は、産前産後休業をしている間に行わなければなりません。
- (3)保険料の徴収が免除される期間は、産前産後休業開始月から終了予定日の翌日の月の前月(産前産後休業終了日が月の末日の場合は産前産後休業終了月)までです。免除期間中も被保険者資格に変更はなく、将来、年金額を計算する際は、保険料を納めた期間として扱われます。

詳しくは、楠瀬労務管理オフィスまで
埼玉県さいたま市北区櫛引町2-509-42
(048)783-7888 info@rohmkanni.jp